

若者の定着・回帰に向けた市町施策形成支援業務委託仕様書

1 業 務 名

若者の定着・回帰に向けた市町施策形成支援業務

2 目 的

県外から県内市町への若者の定着・回帰につながる実効性の高い市町事業を創り出すため、対象市町の現状把握・分析から事業アイデア創出に至る一連の施策形成プロセスのオーダーメイド型の伴走支援を行う。

3 委託期間

契約締結日から令和8年9月30日まで

4 委託内容

(1) 地域の提供価値（市町特性）の把握

若者の定着・回帰の受け皿として、実際に居住、生活の場となる市町の提供価値を明らかにするため、次のアからウにより、転出入に影響を及ぼす市町の社会経済特性（以下、「特性」と言う。）を定量的に把握すること。

ア 市町特性のデータベースの作成

若者の転出入に影響を及ぼす県内市町における特性（15項目以上）と、その特性を測定するための公開統計情報など客観的な指標（1項目あたり原則2つ以上）を選定すること。

なお、特性及び指標の選定にあたっては、県との事前協議に加えて、必要に応じて、市町へのヒアリングを実施すること。

選定した指標のデータについて、県内23市町分を全て収集し、比較・抽出可能な形でデータベースを作成すること。

イ 若者の転出入（社会動態）と特性及び指標の相関・因果関係の検証

選定した複数の特性及び指標について、県内市町の転出入との間に、因果関係又は相関関係があるか検証を行うこと。検証の結果、過半数の項目において関係が見られない場合は、その対策を講じること。

ウ 指標の評価・分析

若者の転出入（社会動態）との因果関係又は相関関係が見られる指標について、効果的な統計手法を用いて評価・分析を行う。

(2) 若者の転出入の要因把握・分析

若者の転出入の要因について、アの定量調査により全体の傾向を鳥の目で俯瞰するとともに、イの定性調査により行動の意思決定の背景、ストーリーを虫の目で深掘りして、それぞれ把握・分析すること。

ア 既存調査の再分析及び追加調査（定量調査）

伴走支援の対象として別途指定する3市町について、令和6年度に県が実施した「若年層の社会減少要因調査分析」における該当市町のサンプル抽出による分析や、該当市町においてこれまでに実施した既存調査を棚卸した上で再分析するとともに、分析に不足があると見込まれる場合は、必要に応じて追加の調査を実施するなど、該当市町における転出入の要因の把握・分析を行うこと。

なお、具体的な調査内容・手法については、事前に県・市町と協議すること。

イ 若者の行動（転出入や暮らし）価値観等の深掘調査（定性調査）

アで実施する定量調査の結果をはじめ、アンケート調査では捕捉できない、転出、

転入（UIJ ターン）、居住（残った）行動の意思決定の価値観、深層心理、理由、背景などを深掘りして把握・分析するため、該当市町において、職員、住民、企業などを対象として、グループインタビュー、デプスインタビューなど、目的に応じたインタビュー調査等を実施すること。

なお、具体的な調査内容・手法については、事前に県・市町と協議すること

（３）市町による課題解決の仮説構築の支援

（１）及び（２）で把握・分析した結果を取りまとめて、該当市町の関係課を対象に、勉強会を開催して説明すること。

その上で、「課題を特定」し、「その課題を解決する仮説（事業アイデア）を構築」するための具体的な手法や進め方を提案すること。また、その支援を実施すること。

なお、提案にあたっては、次の事項を踏まえて検討すること。

- ・ 若者の定着・回帰を目的とした既存事業の棚卸しを該当市町と共に事前に行うこと。（※（１）及び（２）の業務と並行して実施しても可）
- ・ 合理的根拠に基づく政策形成（EBPM）の考え方を取り入れること。
- ・ ワークショップの複数回開催など、受託者によるファシリテートを前提として、市町職員が中心・主体となって議論できる場づくりとともに、職員の施策形成スキルの強化につながる手法とすること。
- ・ 課題解決の仮説（事業アイデア）は、県・市町における事業化・実施の前提となることから、具体的な内容が導出されるよう、全国の先進事例を議題として提供するなど、運営時に工夫すること。

なお、伴走支援を経て創出された事業アイデアをもとに、県・市町において、事業の予算化・実施を行うが、その際の市町事業計画書には、「人口動態の現状」「人口動態改善のターゲット」「市町の転出の現状、問題点」「解消すべき課題と、その課題が導出された過程」「課題解決の仮説構築」「計数計画（事業実施に伴う活動指標、事業目標、KPIなどの指標の変化を測定）」「課題解決のロジックモデル」を明記することとしている。

【実施スケジュール（案）】 ※予定は目安であり、県と調整して決定する。

（事前準備）県・市町への事業計画の説明：令和７年１０月

（１）地域の提供価値（市町特性）の把握

ア 市町特性のデータベースの作成

令和７年１１月～１２月

イ 若者の転出入（社会動態）と特性及び指標の相関・因果関係の検証

令和８年１月

ウ 指標の評価・分析

令和８年２月

（２）若者の転出入の要因把握・分析

ア 既存調査の再分析及び追加調査（定量調査）

令和８年１月

イ 若者の行動（転出入や暮らし）価値観等の深堀調査（定性調査）

令和８年２月～４月

（３）市町による課題解決の仮説構築の支援

令和８年４月～８月

５ 留意事項

（１）受託者は、本業務の実施に伴って知り得た県・市町及び関係機関の機密情報並びに

業務の運営上取り扱う個人情報、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に管理すること。また、業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

- (2) 受託者は、県・市町と調整を行う担当者を明らかにすること。
- (3) 受託者の総括責任者は、調査、データ分析、評価等に関して十分な見識と業務実績や勤務実績がある者とし、本業務について、県・市町との調整や協議、助言、提案、支援等に応じるものとする。
- (4) 市町特性と転出入要因の把握・分析から、課題解決の仮説構築（事業アイデアの創出）に至る業務の一貫性が担保されるよう、業務に精通しているメンバーを参画させること。
- (5) 県・市町との協議・打ち合わせは、勤務時間内に行うこととし、また、定期的な協議・打ち合わせは契約の範囲内において随時実施するものとする。
なお、県・市町との協議・打ち合わせや、勉強会、ワークショップの開催に係る日程の調整や場所の確保は受託者において行う。なお、県や市町の庁舎内の会場を活用する場合は、その旨連絡すること。
- (6) その他、業務の実施に際し、県の要請に速やかに対応すること。

6 秘密の保持

- (1) 本業務に関して、受託者から県に提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選定以外の目的で使用しない。
- (2) 本業務に関して、受託者は県からの提供により受領又は閲覧した資料等について、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (3) 受託者は、本業務で知り得た県・市町その他参加者等の業務上の秘密を保持しなければならない。
- (4) 受託者は、本業務の実施により、知り得た個人情報について、漏洩等の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、事業の目的以外に使用したり、第三者に提供したりしてはならない。

7 成果物の納品

- ・ 市町特性のデータベース
- ・ 市町特性と転出入の相関・因果関係の検証結果報告
- ・ 市町の特性の評価・分析資料
- ・ 若者の行動（転出入や暮らし）価値観等の把握・分析報告書
- ・ 仮説構築の最終報告書

※ それぞれ原本2部及び電子データを提出すること。

※ それぞれの調査に係る調査票、回答ローデータ、単純集計表（自由回答含む。Excel形式。）、クロス集計表、インタビュー調査等の議事録についても、電子データで納品すること。

8 成果物の帰属

成果物の納品は、広島県地域政策局市町行財政課（〒730-8511 広島市中区基町 10-52）とし、成果物はすべて県に帰属する。

9 その他

- (1) 受託者は、本業務の進捗状況を適宜報告し、県と調整を図ること。
- (2) 受託者は、本業務の実施にあたって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合は、直ちに県と協議・調整を行うこと。

- (3) 本仕様書に関して疑義が生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、県と受託者が協議して解決するものとする。
- (4) 本業務の実施により、不測の事態が生じた場合は、県に責任がある場合を除き、受託者の責任において解決すること。